

「長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）」骨子案（新旧対照表）

R7.12 人権・男女共同参画課

（注意）「箇条書き形式から条項形式への変更」は、以下の新旧対照では無視しています。

新 骨子案（12月18日案）	旧 骨子素案（10月20日案）	備考
<p>条例の名称 （省略）</p> <p>前文</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>人権は、人が生まれながらにして有する侵すことのできな</u> <u>い権利として、すべての人に保障されなければならないとい</u> <u>う人権尊重の原理は、日本国憲法、世界人権宣言、人権に関</u> <u>する諸条約に共通して貫かれる普遍的な原理</u> ○ <u>誰もが平和のうちに生存し、個人の尊厳を守られ、人権が</u> <u>保障されることは日本国憲法の基本的理念。</u> ○ <u>本県では、平成 22 年に策定した「長野県人権政策推進基</u> <u>本方針」に基づき人権政策を総合的に推進してきた。</u> ○ <u>国は、いわゆる人権三法（障害を理由とする差別の解消の</u> <u>推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動</u> <u>の解消に向けた取組の推進に関する法律、部落差別の解消推</u> <u>進に関する法律）など、差別を解消するための法整備を進め</u> <u>てきた。</u> ○ <u>しかしながら、人権侵害行為は容易になくならない。近年</u> <u>の新型コロナウイルス感染症に伴う人権に関する様々な問</u> <u>題の発生や、SNS 上の誹謗中傷などにより他者の人権を侵害</u> <u>する行為にみられるように、その時々社会状況など、人権</u> <u>の保障の危うさがしばしば露呈</u> ○ <u>人権を保障することは個人の尊厳とそれを維持するに必</u> <u>要な条件を保障すること。誰もが、他人の思いやりに頼るこ</u> <u>となく、当然にその人らしく暮らしていける社会こそが、長</u> 	<p>1 条例の名称 （省略）</p> <p>2 前文</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>日本国憲法や世界人権宣言に謳われている人権尊重の理</u> <u>念の確認</u> ○ <u>人権の普遍性</u> ○ <u>県内の人権尊重の取組</u> ○ <u>これまでの本県の取組と、現在の状況（立法事実）を踏ま</u> <u>えた条例制定の必要性</u> ○ <u>県が条例を制定することの意義</u> ○ <u>県は事務を実施するに当たり、人権侵害行為をしてはなら</u> <u>ないことの明記</u> 	<p>（修正なし）</p> <p>（検討中） ・内容を具体化</p>

新 骨子案 (12月18日案)	旧 骨子素案 (10月20日案)	備考
<p><u>野県の目指す人権が尊重される社会</u></p> <p>○ <u>普遍的な人権尊重の理念や重要性を県民と改めて共有し、県民とともに、人権がより尊重される社会を実現するために本条例を制定</u></p> <p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>人権が尊重される社会づくりについて、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、その施策（以下「人権施策」という。）の基本となる事項を定めることなどにより、人権施策を総合的かつ計画的に推進し、人権尊重の理念や重要性を県民の皆様と改めて共有するとともに、人権がより尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(人権侵害行為の禁止等)</p> <p>第2条 何人も、他人に対して、<u>人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。）、性自認（自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。）、社会的身分、被差別部落の出身であること、障がい、感染症等の病気、職業その他の事由を理由として、差別的取扱い又は差別的言動（インターネットを通じて行うものを含む。）をしてはならない。</u></p> <p>2 <u>何人も、他人に対して、誹謗中傷、いじめ、虐待、ハラスメント（他人を個人として尊重しない言動によって、その者に著しい不快感、不利益又は脅威を与える行為をいう。）、プライバシーの侵害、アウティング（本人の同意なしに、その人の性的指向、性自認等の性の在り方に関することを第三者に明かしてしまうことをいう。）その他の他人の権利利益を侵害する行為（インターネットを通じて行うものを含む。）をしてはならない。</u></p>	<p>3 各条文 (1) 目的</p> <p>○ <u>この条例は、人権尊重の社会づくりについて、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）の基本となる事項を定めることなどにより、人権施策を総合的かつ計画的に推進し、人権尊重の理念や重要性を県民の皆様と改めて共有するとともに、人権がより尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(2) 人権侵害行為の禁止等</p> <p>○ <u>何人も、他人に対して、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。）、性自認（自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。）、社会的身分、被差別部落の出身であること、障がい、感染症等の病気、職業その他の事由を理由として、次に掲げる行為（インターネットを通じて行う行為を含む。）をしてはならない。</u></p> <p>(1) <u>誹謗中傷、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える行為</u></p> <p>(2) <u>いじめ、虐待又はハラスメント（他人の尊厳を侵害することで、その者を不快にさせたり、その者に不利益や脅威を与える行為をいう。）</u></p> <p>(3) <u>プライバシーの侵害又はアウティング（本人の同意なしに、その人の性的指向、性自認等の性の在り方に関することを第三者に明かしてしまうことを</u></p>	<p>(変更) ・文言の調整</p> <p>(変更) ・第1項は差別、第2項は人権侵害行為と構成 ・アウティングを広範に規定することは難しい。性的マイノリティの権利擁護を対象を絞って規定</p>

新 骨子案（12月18日案）	旧 骨子素案（10月20日案）	備考
<p>（県の責務） 第3条 県は、第1条の目的を達成するため、県行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組むとともに、<u>差別的取扱い、差別的言動又はその他の他人の権利利益を侵害する行為による人権侵害からの速やかな救済を図るための取組をはじめとする人権施策を総合的、積極的かつ計画的に推進するものとする。</u> （第2項省略）</p> <p>（県民の責務） 第4条 （省略）</p> <p>（事業者の責務） 第5条 （省略）</p> <p>（市町村との協働） 第6条 県は、人権が尊重される社会づくりの推進のため、市町村と協働して人権施策を実施するものとし、市町村に対し、情報の提供、必要な助言その他の必要な協力を行うものとする。</p> <p>第2章 人権政策推進の基本方針 （基本方針） 第7条 （省略）</p> <p>第3章 人権侵害行為からの救済体制</p>	<p><u>いう。）</u> （4） <u>不当な差別的取扱い</u> （5） <u>上記のほか他人の権利利益を侵害する行為</u></p> <p>（3） 県の責務 ○ 県は、「（1）目的」の目的を達成するため、県行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って人権施策を総合的、積極的かつ計画的に推進するものとする。</p> <p>（第2項省略）</p> <p>（4） 県民の責務 （省略）</p> <p>（5） 事業者の責務 （省略）</p> <p>（6） 市町村との協働 （省略）</p> <p>（7） 人権政策推進基本方針 （省略）</p>	<p>（変更） ・ 人権オンブズパーソン制度を規定することに伴い、第1項に、人権侵害からの速やかな救済を図るための取組に係る文言を追加</p> <p>（修正なし）</p> <p>（修正なし）</p> <p>（変更） ・ 文言の調整</p> <p>（修正なし）</p> <p>（変更）</p>

新 骨子案 (12月18日案)	旧 骨子素案 (10月20日案)	備考
<p>第1節 相談支援体制 (相談支援体制)</p> <p>第8条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえ、<u>県民(県の区域内に住所を有する者、在勤する者又は在学する者その他県に関係ある者として規則で定める者をいう。以下本章において同じ。)</u>又は<u>県内事業者(長野県内に本店又は営業所等がある事業者)</u>の人権に関する各般の問題につき、相談に応じる体制を整備するとともに、相談をした者(以下「相談者」という。)に対して、相談内容に応じて次に掲げる支援を行うものとする。 (以下省略)</p> <p>第2節 救済手段等 第3節 人権オンブズパーソン</p> <p>第9条から第27条まで (省略) ※規定は、骨子案で確認してください。</p> <p>第4章 人権尊重の社会づくりに向けた基本的施策 (人権教育及び人権啓発)</p> <p>第28条 県は、第1条の目的を達成するため、人権に関する正しい知識の普及による偏見の解消をはじめ、必要な人権教育及び人権啓発を積極的に行うものとする。</p> <p><u>2 県は、前項の人権教育及び人権啓発の実施に当たっては、県民に対する多様な機会の提供、効果的な手法の採用及び県民の自発性の涵養を旨として行われなければならない。</u></p> <p><u>3 県は、人権教育及び人権啓発を担う人材の育成及び確保を図るものとする。</u></p> <p>(市町村、関係団体等からの意見の聴取)</p> <p>第29条 (省略)</p>	<p>(8) 相談支援体制</p> <p>○ 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえ、県民の人権に関する各般の問題につき、相談に応じる体制を整備するとともに、相談をした者(以下「相談者」という。)に対して、相談内容に応じて次に掲げる支援を行うものとする。 (以下省略)</p> <p>(第2節及び第3節新設)</p> <p>(9) 人権教育及び人権啓発</p> <p>○ 県は、「(1)目的」の目的を達成するため、人権に関する正しい知識の普及による偏見の解消をはじめ、必要な人権教育及び人権啓発を積極的に行うものとする。</p> <p>(第2項及び第3項新設)</p> <p>(10) 市町村、関係団体等からの意見の聴取 (省略)</p>	<p>・人権オンブズパーソンを規定するに伴い、相談や救済手段等を利用できる県民や事業者の定義が必要になったため</p> <p>(新設) ・説明は別途資料による。</p> <p>(変更) ・第2項を追加し、人権教育と人権啓発の実施について県の責務を詳しく規定。 ・第3項を追加し、人権教育と人権啓発を担う人材の確保を図ることについて規定</p> <p>(修正なし)</p>

新 骨子案（12月18日案）	旧 骨子素案（10月20日案）	備考
<p>（インターネット上の誹謗中傷等の防止）</p> <p>第30条 県は、インターネットを利用して情報を発信する者の表現の自由を不当に侵害しないように留意しつつ、<u>インターネット上の誹謗中傷等による人権侵害を防止するために、次の各号に掲げることに取り組むほか、当該インターネット上の誹謗中傷等の削除に向けたその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p>（1） <u>インターネット上の誹謗中傷等の発信を防止するために、県民が年齢、立場等に応じてインターネットリテラシーを学ぶ機会を提供するため、研修会、講演会等の開催のほか、教材等の紹介、情報提供等必要な施策を実施すること。</u></p> <p>（2） <u>インターネット上に同和地区に関する識別情報が摘示された場合であって、その削除が必要と認められるときに、当該情報について、国その他の関係機関に対する通報を行うとともに、特定電気通信役務提供者に対する削除の要請を行うこと。</u></p>	<p>（11）インターネット上の誹謗中傷等の防止</p> <p>○ 県は、インターネットを利用して情報を発信する者の表現の自由を不当に侵害しないように留意しつつ、次の各号に掲げることに取り組むものとする。</p> <p>（1） <u>インターネット上の誹謗中傷等（インターネットを利用して、プライバシーの侵害に該当する情報、誹謗中傷に該当する情報その他の他人の権利利益を侵害する情報又は人権侵害行為を助長し、若しくは誘発する情報（以下「人権侵害情報等」という。）を発信することをいう。次号において同じ。）を防止するために必要な教育及び啓発に関すること。</u></p> <p>（2） <u>県民に関し、又は県民によりインターネット上の誹謗中傷等が行われた場合であって、人権侵害情報等の送信を防止する措置を講ずる権限を有する者等に対して県が人権侵害情報等の削除を要請することが必要と認められるときに、当該人権侵害情報等の削除に向けた必要な措置を講ずること。</u></p>	<p>（変更）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権オンブズパーソンを規定したことに伴い、本条の内容を整理。 ・インターネットのリテラシー教育について施策を実施することを新たに明記 ・同和地区に関する識別情報が摘示された場合の対応を具体化 ・国の法律整備などに対応して、将来的に有効な手段をとり得るように、本文末にその他の「必要な措置を講ずる」との記載を旧第2号から本文に移動
<p>（災害等の発生時における人権侵害行為の防止等）</p> <p>第31条 （省略）</p>	<p>（12）災害等の発生時における人権侵害行為の防止等 （省略）</p>	<p>（修正なし）</p>
<p>第5章 長野県人権政策審議会 （長野県人権政策審議会）</p> <p>第32条 基本方針その他人権施策に県民の意見を反映させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、人権政策に関する重要事項の調査審議をするための長野県人権政策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</p> <p>2 審議会は、人権政策に関して知事に意見を述べることができる。</p> <p>3 審議会は、学識経験者から執行機関が任命する委員により構</p>	<p>（13）人権政策審議会</p> <p>○ 基本方針その他人権施策に県内に暮らす全ての者の意見を反映させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、人権政策に関する重要事項の調査審議をするための長野県人権政策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</p> <p>○ 審議会は、人権政策に関して知事に意見を述べることができる。</p> <p>○ 審議会は、学識経験者から執行機関が任命する委員により構成し、10人以内で組織する。</p>	<p>（変更）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文言の調整 ・条項の移動

新 骨子案 (12月18日案)	旧 骨子素案 (10月20日案)	備考
<p>成し、10人以内で組織する。</p> <p>4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 委員は、再任されることができる。</p> <p>6 審議会には会長を置き、委員が互選する。</p> <p>7 会長は、会務を総理し、<u>審議会</u>を代表する。</p> <p>8 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。</p> <p>9 審議会に、執行機関が定めるところにより専門委員を置くことができる。</p> <p>(最後の項目は、第35条として規定)</p> <p><u>(会議)</u></p> <p>第33条 <u>審議会は公開で行う。ただし、議決により非公開とすることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の議決があつたとき、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を退去させなければならない。</u></p> <p>3 <u>部会の議事は非公開で行う。ただし、部会が認めたときは公開することができる。</u></p> <p>4 <u>非公開で行われた審議会及び部会の議事録は公表しない。</u></p> <p>5 <u>委員及び専門委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</u></p> <p>第6章 雑則</p> <p><u>(財政上の措置)</u></p> <p>第34条 <u>県は、人権が尊重される社会づくりを促進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(補則)</u></p> <p>第35条 <u>この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。</u></p>	<p>○ 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>○ 委員は、再任されることができる。</p> <p>○ 審議会には会長を置き、委員が互選する。</p> <p>○ 会長は、会務を総理し、<u>当該附属機関</u>を代表する。</p> <p>○ 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。</p> <p>○ 審議会に、執行機関が定めるところにより専門委員を置くことができる。</p> <p>○ <u>この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(新設)</p> <p>・審議会において、知事や人権オンブズパーソンからの報告を受けるため、会議の非公開や委員の守秘義務に係る規定が必要なため、新設</p> <p>(新設)</p> <p>・人権オンブズパーソンを含め救済手段の運用には、財政措置が必須であるため、新設</p> <p>(新設)</p> <p>・人権オンブズパーソン制度の運用の詳細を規則等によ</p>

新 骨子案 (12月18日案)	旧 骨子素案 (10月20日案)	備考
附則 (省略)	(14) 附則 (省略)	り規定する必要があるため、新設 (修正なし)